



議案第八十七号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年九月五日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年九月拾参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由



三朝町条例第 号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例（昭和五十七年三朝町条例第二十九号）
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

利用世帯の階層区分						手数料の額 （一時間当たり）
A	生活保護法による被保護世帯 （単給を含む。）					〇円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯					〇円
C	生計中心者の前年所得税年額が 九六〇〇円以下の世帯					二〇〇円
D	生計中心者の前年所得税年額が 九六〇一円以上三二四〇〇円以下の世帯					三五〇円
E	生計中心者の前年所得税年額が 三二四〇一円以上四二〇〇〇円以下の世帯					五〇〇円
F	生計中心者の前年所得税年額が 四二〇〇一円以上の世帯					六五〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。